

令和 7 年 3 月 27 日 開会

令和 7 年 第 1 回

枚方寝屋川消防組合議会

定例会議員提出議案書

枚方寝屋川消防組合

目 次

議員提出議案 第 1 号	枚方寝屋川消防組合議会運営委員会条例の一部改正について	．．． 1頁
議員提出議案 第 2 号	枚方寝屋川消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について	．．． 4頁

議員提出議案第 1 号

枚方寝屋川消防組合議会運営委員会条例の一部改正について

次のとおり枚方寝屋川消防組合議会運営委員会条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 27 日 提出

提出者	枚方寝屋川消防組合議会議員	北川 健治
		八尾 善之
		辻谷 恵一
		西尾 勝成
		東 実名子
		広瀬 ひとみ

提案理由

委員会の運用に関する事項を追加するため。

枚方寝屋川消防組合条例第 号

枚方寝屋川消防組合議会運営委員会条例の一部を改正する条例

枚方寝屋川消防組合議会運営委員会条例（令和 3 年枚方寝屋川消防組合条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条に次の 1 項を加える。

2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長職務を行う。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議員提出議案第 1 号

枚方寝屋川消防組合議会運営委員会条例の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

改正後（案）	現行
(委員長及び副委員長がともにいないときの互選) 第 8 条 委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。 2 前項の互選の場合には、<u>年長の委員が委員長</u>の職務を行う。	(委員長及び副委員長がともにいないときの互選) 第 8 条 委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

議員提出議案第 2 号

枚方寝屋川消防組合議会の個人情報保護に関する条例の 一部改正について

次のとおり枚方寝屋川消防組合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 27 日 提出

提出者	枚方寝屋川消防組合議会議員	北川 健治
		八尾 善之
		辻谷 恵一
		西尾 勝成
		東 実名子
		広瀬 ひとみ

提案理由

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）第3条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項の次に項を追加する改正部分）の施行に伴い、所要の改正を行うとともに、字句の整理を行うため。

枚方寝屋川消防組合条例第 号

枚方寝屋川消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の 一部を改正する条例

枚方寝屋川消防組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年枚方寝屋川消防組合条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 10 項中「以下」を「第 12 条第 5 項において」に、「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第 12 条第 5 項表以外の部分中「及び第 28 条」を削り、同項の表第 36 条第 1 項第 1 号の項中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 10 項」に改める。

第 17 条第 1 項各号列記以外の部分中「以下」を「第 3 項において」に改め、同条第 2 項第 1 号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第 18 条第 1 項中「議会の保有する」を削り、同条第 2 項中「この章において」及び「この章及び第 45 条において」を削る。

第 26 条第 2 項中「この章において」を削る。

第 30 条第 2 項中「この章及び第 45 条において」を削る。

第 31 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 36 条第 1 項中「この章において」を削り、同条第 2 項中「この章及び第 45 条において」を削る。

第 37 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 45 条中「保有個人情報の特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第 49 条から第 51 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 10

項の改正規定（「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める部分に限る。）及び第 12 条第 5 項の改正規定（「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 10 項」に改める部分に限る。）は令和 7 年 4 月 1 日から、第 2 条第 10 項の改正規定（「以下」を「第 12 条第 5 項において」に改める部分に限る。）、第 12 条第 5 項の改正規定（「及び第 28 条」を削る部分に限る。）並びに第 17 条第 1 項各号列記以外の部分及び第 2 項第 1 号ア、第 18 条第 1 項及び第 2 項、第 26 条第 2 項、第 30 条第 2 項、第 31 条第 3 項、第 36 条第 1 項及び第 2 項、第 37 条第 3 項並びに第 45 条の改正規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

議員提出議案第2号参考資料

枚方寝屋川消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

主要な改正部分の新旧対照表

改正後（案）	現行
（定義） 第2条 〔略〕 2～9 〔略〕 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。第12条第5項において「番号利用法」という。）第2条第9項に規定する特定個人情報という。 11～13 〔略〕 （利用及び提供の制限） 第12条 〔略〕 2～4 〔略〕 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで_____の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の	（定義） 第2条 〔略〕 2～9 〔略〕 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下_____「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報という。 11～13 〔略〕 （利用及び提供の制限） 第12条 〔略〕 2～4 〔略〕 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第28条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の

改正後（案）		現行	
中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。		中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。	
第12条第1項から 同条第2項第1号	[略]	第12条第1項から 同条第2項第1号	[略]
第36条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反しているとき	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反しているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報報告ファイル（番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報報告ファイル。）に記録されているとき
第36条第1項第2号	[略]	第36条第1項第2号	[略]

改正後（案）		現行	
号		号	
（個人情報ファイル簿の作成及び公表）	（個人情報ファイル簿の作成及び公表）		
第17条 議長は、議長の定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（第3項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならぬ。	第17条 議長は、議長の定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下―「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならぬ。		
（1）～(9) 〔略〕	（1）～(9) 〔略〕		
2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。	2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。		
（1） 次に掲げる個人情報ファイル	（1） 次に掲げる個人情報ファイル		
ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの	ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの		
イ～カ 〔略〕	イ～カ 〔略〕		

改正後（案）	現行
(2)・(3) 〔略〕 3 〔略〕 （開示請求権） 第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、<u> </u>自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下<u> </u>「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下<u> </u>「開示請求」という。）をすることができる。 （第三者に対する意見書提出の機会の付与等） 第26条 〔略〕 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下<u> </u>「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議	(2)・(3) 〔略〕 3 〔略〕 （開示請求権） 第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、<u>議会の保有する自己</u>を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下<u>この章</u>において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下<u>この章及び第45条</u>において「開示請求」という。）をすることができる。 （第三者に対する意見書提出の機会の付与等） 第26条 〔略〕 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下<u>この章</u>において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議

改正後（案）	現行
長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 (1)・(2) 〔略〕 3 〔略〕 (訂正請求権) 第30条 〔略〕 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下 _____ 「訂正請求」という。） をすることができる。 (訂正請求の手続) 第31条 〔略〕 2 〔略〕 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下 _____ 「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。	長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 (1)・(2) 〔略〕 3 〔略〕 (訂正請求権) 第30条 〔略〕 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第45条において「訂正請求」という。） をすることができる。 (訂正請求の手続) 第31条 〔略〕 2 〔略〕 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

改正後（案）	現行
(利用停止請求権) 第36条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 (1)・(2) 〔略〕 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。 (利用停止請求の手続) 第37条 〔略〕 2 〔略〕 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利	(利用停止請求権) 第36条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 (1)・(2) 〔略〕 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「この章及び第45条において「利用停止請求」という。）をすることができる。 (利用停止請求の手続) 第37条 〔略〕 2 〔略〕 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「この章において「利

改正後（案）	現行
用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 （開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等） 第45条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、保有個人情報の特定に<u>資する情報の提供</u>その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。 第49条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。	用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 （開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等） 第45条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、保有個人情報の特定 <u>その他</u>開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。 第49条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の <u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。

改正後（案）	現行
第50条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第51条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	第50条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の <u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第51条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の <u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。